

# ○宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年3月29日規則第11号

改正 令和3年3月31日規則第16号

宝塚市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第1号。以下「政務活動費条例」という。）第8条及び第13条の規定に基づき、政務活動費条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（令和3規則第16号・一部改正）

（交付申請）

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して、会派に係るものにあつては様式第1号、議員に係るものにあつては様式第2号により、政務活動費交付申請書を提出しなければならない。

2 会派の代表者及び議員は、前項に規定する政務活動費交付申請書の記載事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して、会派に係るものにあつては様式第3号、議員に係るものにあつては様式第4号により、政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

（交付決定）

第3条 市長は、毎年度、前条第1項の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により申請のあった各会派及び議員について政務活動費の額の変更を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付請求）

第4条 前条第1項の規定により通知を受けた会派の代表者及び議員は、政務活動費条例第3条第2項に定める政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、会派に係るものにあつては様式第7号、議員に係るものにあつては様式第8号により、政務活動費交付請求書を提出するものとする。

2 前条第2項の規定により通知を受けた会派の代表者及び議員は、追加して交付を受ける政務活動費があるときは、市長に対し、会派に係るものにあつては様式第9号、議員に係るものにあつては様式第10号により、政務活動費追加交付請求書を提出するもの

とする。

(令和3規則第16号・一部改正)

(異動等に伴う返還の期日)

第5条 会派の代表者及び議員は、会派に係るものにあつては政務活動費条例第4条第5項又は第6項の規定により、議員に係るものにあつては政務活動費条例第5条第5項又は第6項の規定により、政務活動費を返還すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に市長に返還しなければならない。

(令和3規則第16号・一部改正)

(収支報告書)

第6条 政務活動費条例第8条第1項の収支報告書は、会派に係るものにあつては様式第11号、議員に係るものにあつては様式第12号により作成し、次に掲げる証拠書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 領収書又はこれに準ずる書類
- (2) 支出の内容を説明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要があると認める書類

2 議長は、政務活動費条例第8条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の調製及び保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る政務活動費収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(令和3規則第16号・一部改正)

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第16号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(会派用)  
年 月 日

宝塚市長  
様  
(宝塚市議会議長経由)

会派名

代表者名 (※)

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

政務活動費交付申請書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名 ( 年 月 日現在)
- 6 所属議員名
  
- 7 会派交付月額 \_\_\_\_\_ 円 (議員1人当たり)
- 8 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 ( 年度分)



(会派用)  
年 月 日

宝塚市長  
様  
(宝塚市議会議長経由)

会派名

代表者名 (※)

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

政務活動費交付変更申請書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動理由及び異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者名		
経理責任者名		
所属議員数	名	名
異動のあった 所属議員名	(新たに所属議員となった議員)	(所属議員でなくなった議員)
交付申請額 ( 年度分)	円	円

(議員用)  
年 月 日

宝塚市長  
様  
(宝塚市議会議長経由)

議員名 (※)

(※) 自署しない場合は記名押印してください。

政務活動費交付変更申請書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動理由及び異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
所属会派の名称		
会派交付月額	円	円
議員交付月額	円	円
交付申請額 ( 年度分)	円	円

年 月 日

様

宝塚市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額（年額） \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

様

宝塚市長

印

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり変更したので、宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） \_\_\_\_\_ 円

2 変更理由

3 追加交付又は返還の額

(会派用)  
年 月 日

宝塚市長

様

会派名

代表者名

印

政務活動費交付請求書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円

但し、 年 月分～ 年 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 \_\_\_\_\_ 名

(議員用)  
年 月 日

宝塚市長

様

議員名

印

政務活動費交付請求書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、 年 月分～ 年 月分

(会派用)  
年 月 日

宝塚市長

様

会派名

代表者名

印

政務活動費追加交付請求書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、追加交付分（ 年 月分～ 年 月分）

(議員用)  
年 月 日

宝塚市長

様

議員名

印

政務活動費追加交付請求書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、追加交付分（ 年 月分～ 年 月分）

様式第11号（第6条関係）

（表）

（会派用）  
年 月 日

宝塚市議会議長 様

会派名

代表者名（※）

経理責任者名（※）

（※）自署しない場合は記名押印してください。

年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収 入 政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

科 目	金 額
研究・研修会費	円
調査費	円
広報費	円
広聴費	円
要請・陳情活動費	円
資料作成・購入費	円
人件費	円
事務費	円
合 計	円

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(裏)

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (                      円)	(1) 会場費 (2) 講師謝金・旅費 (3) 出席者負担金・会費 (4) 旅費 (5) 交通費 (6) その他	円 円 円 円 円 円
調査費 (                      円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) その他	円 円 円
広報費 (                      円)	(1) 広報紙・報告書印刷費 (2) 送料 (3) 会場費 (4) その他	円 円 円 円
広聴費 (                      円)	(1) 交通費 (2) 会場費 (3) 印刷費 (4) その他	円 円 円 円
要請・陳情活動費 (                      円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) 印刷費 (4) その他	円 円 円 円
資料作成・購入費 (                      円)	(1) 資料作成費 (2) 翻訳料 (3) 書籍・新聞等購入代 (4) その他	円 円 円 円
人件費 (                      円)	(1) 賃金	円
事務費 (                      円)	(1) 文房具代 (2) 備品費 (3) 電話料 (4) その他	円 円 円 円

（表）

（議員用）

年 月 日

宝塚市議会議長 様

議員名（※）

（※）自署しない場合は記名押印してください。

年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収入 政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

科目	金額
研究・研修会費	円
調査費	円
広報費	円
広聴費	円
要請・陳情活動費	円
資料作成・購入費	円
人件費	円
事務費	円
合計	円

3 残額 \_\_\_\_\_ 円

(裏)

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (                    円)	(1) 会場費 (2) 講師謝金・旅費 (3) 出席者負担金・会費 (4) 旅費 (5) 交通費 (6) その他	円 円 円 円 円 円
調査費 (                    円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) その他	円 円 円
広報費 (                    円)	(1) 広報紙・報告書印刷費 (2) 送料 (3) 会場費 (4) その他	円 円 円 円
広聴費 (                    円)	(1) 交通費 (2) 会場費 (3) 印刷費 (4) その他	円 円 円 円
要請・陳情活動費 (                    円)	(1) 旅費 (2) 交通費 (3) 印刷費 (4) その他	円 円 円 円
資料作成・購入費 (                    円)	(1) 資料作成費 (2) 翻訳料 (3) 書籍・新聞等購入代 (4) その他	円 円 円 円
人件費 (                    円)	(1) 賃金	円
事務費 (                    円)	(1) 文房具代 (2) 備品費 (3) 電話料 (4) その他	円 円 円 円